

(趣旨)

第1条 この要綱は、いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱（平成7年2月22日制定）第13条の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式により実施することができる建設工事（以下「対象工事」という。）は、1件当たりの設計金額が5,000万円（建築一式工事においては、7,500万円）以上の工事であって、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に鑑み、その方式によることに相当の理由があるものとする。ただし、次に掲げる工事を除く。

- (1) いわき市工事成績評定要綱（平成15年2月5日制定）第2条第2項に該当する工事（次条第1号に定める標準型に係る工事を除く。）
- (2) 材料費、機器等の調達費が設計額の大半を占める工事
- (3) 施工者の技術力又は施工方法により品質の差異が生じにくい工事

2 前項に規定する総合評価方式を適用する相当の理由の有無その他の総合評価方式の実施に係る審議は、いわき市建設業者選定委員会設置要綱（昭和44年4月1日制定。以下「業選要綱」という。）第1条に規定するいわき市業者選定委員会（以下「委員会」という。）により行う。

(総合評価方式の型式)

第3条 総合評価方式による工事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 標準型 1件当たりの設計金額が1億5,000万円以上の対象工事のうち、施工上の技術提案を求めるもの
- (2) 簡易型 1件当たりの設計金額が7,500万円以上の対象工事のうち、施工上の技術提案を求めないもの
- (3) 特別簡易型 1件当たりの設計金額が5,000万円以上7,500万円未満の対象工事
(落札者決定基準の設定等)

第4条 総合評価方式の落札者決定基準は、別表に定める評価項目及び評価基準に基づき定めるものとする。この場合において、工事により異なることとなる評価項目については、当該工事の工種、規

模、内容その他の施工条件を考慮して定義するものとする。

- 2 前項の落札者決定基準を定めるにあたっては、委員会において審議し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次項において「施行令」という。）第167条の10の2第4項の規定により、いわき市建設工事に係る総合評価委員設置要綱（平成20年12月26日制定）第1条に規定するいわき市総合評価委員（以下「評価員」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定による意見の聴取においては、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が評価員から述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、施行令第167条の10の2第5項の規定により、評価員の意見を聴かなければならない。
- 4 前2項の規定による意見の聴取を行うときは、学識経験者意見聴取書（第1号様式）を作成し、意見の内容を記録しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の意見の聴取において、意見が付された場合は、その取扱いを委員会に諮り、落札者決定基準を改め、又は落札者を決定するものとする。

（入札公告）

第5条 総合評価方式により実施する工事については、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第112条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を併せて公告しなければならない。

- （1）総合評価方式の対象工事であること。
- （2）総合評価方式に関する評価項目及び評価基準
- （3）総合評価の方法及び落札者の決定方法
- （4）その他必要な事項

（技術評価点申請書等の提出）

第6条 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、公告に定めるところにより、技術評価点申請書（第2号様式及び第2号様式の2）と併せて、次に掲げる書類のうち公告に定めるもの（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- （1）企業の技術力に関する調書（第3号様式）
- （2）配置予定技術者の技術力に関する調書（第4号様式）
- （3）地域貢献等に関する調書（第5号様式）
- （4）施工計画に関する調書（第6号様式）
- （5）技術提案に関する調書（第7号様式）
- （6）その他技術評価点の算定に必要と認められる資料

- 2 申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とし、申請書等の返却は、行わない。
- 3 申請書等の提出後における変更、差替え及び再提出は、原則として、認めない。

(総合評価の方法)

第7条 総合評価方式による評価の方法は、入札公告に示す評価項目等について、申請者が提出した申請書等に基づき各評価項目を点数化した得点の合計（以下「加算点」という。）に標準点である100点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を、当該申請者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(落札者又は落札候補者の決定)

第8条 落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）として決定する者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、前条の規定により得られた評価値が最も高い者とする。

- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者等を決定するものとする。
- 3 評価値の最も高い者（前項の規定により落札者等を決定した場合を含む。）の入札価格が、いわき市低入札価格調査制度実施要綱（令和2年3月23日制定）第3条第1項に規定する調査基準価格を下回っている場合は、同要綱の規定に基づき落札者等を決定するものとする。

(入札結果の公表等)

第9条 総合評価方式による入札の結果の公表は、総合評価方式入札結果（第8号様式）及び総合評価方式評価結果（第9号様式）により行うものとし、公表の方法、時期及び期間は、いわき市建設工事等に係る入札及び契約の公表に関する要綱（平成13年3月30日制定）に規定する一般競争入札の例による。

- 2 第6条第1項の規定により提出された申請書等及び審査表その他の評価に関する書類については、いわき市情報公開条例（平成10年3月31日いわき市条例第1号）第7条第3号及び第7号の規定による不開示情報として、同条例による情報の開示は、原則として行わないものとする。

(入札結果に関する説明)

第10条 総合評価方式による入札に参加した者（辞退届を提出した者を除く。）は、落札決定後から前条第1項の規定による入札結果の公表がされている間、当該入札の自身の加算点に係る各評価項目の審査結果の内容について、工事担当課等の長に対し、説明を求めることができる。ただし、当該審査結果に係る審査者、審査者による採点内容その他の審査の過程に係る情報については、説明を求めることができない。

(履行義務等)

第11条 受注者（市と総合評価方式により実施する工事に係る契約を締結した者をいう。以下同じ。）

は、入札において加点を受けた次の表の左欄に掲げる別表1「評価項目及び評価基準」中の表の区分に応じ、右欄に定める評価項目について、当該工事に係る契約の内容の一部として履行する義務（以下「履行義務」という。）を負う。ただし、落札決定以降において、天候の不良、関連工事の調整への協力その他の受注者の責めに帰することができない事由により、履行できない項目が生じた場合は、この限りでない。

区分	項目
(1) 企業の技術力の表	「建設キャリアアップシステムの利用」
(3) 地域貢献等の表	「市内業者の活用」
(4) 品質確保等の確実性の表	「施工計画の適切性」
(5) 技術提案の表	「技術提案」

- 2 工事担当課等の長は、当該工事の期間中、前項の規定による履行義務の実施状況を随時確認しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、工事担当課等の長は、受注者に対し、当該実施状況の確認ができる資料の提出を求めることができる。
- 3 工事担当課等の長が、受注者が履行義務に違反していると認めるときは、書面又は口頭により是正を求めなければならない。
- 4 受注者は、第6条第1項の規定により提出した「配置予定技術者の技術力に関する調書」において提示した配置予定技術者を、当該工事における主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）として配置しなければならない。
- 5 受注者は、落札決定後において、前項の規定により配置しなければならない配置予定技術者について、当該工事の監理技術者等として必要な免許、資格、経験その他の施工にあたり必要な条件（以下「必要資格等」という。）を有しないこと、退職並びに傷病、出産、育児及び介護による休職その他の事由により、監理技術者等として配置することができない場合は、次に掲げる要件を全て満たす者を、当該配置予定技術者に代えて配置しなければならない。ただし、当該事由が、施工条件の変更等受注者の責めに帰することができない事由により配置することができない場合は、第1号に定める要件を満たす者を配置すれば足りるものとする。
 - (1) 当該工事の遂行のための必要資格等を有する者
 - (2) 別表1 評価項目及び評価基準 (2) 配置予定技術者の技術力の表の評価項目について、当該配置予定技術者が受けた加算点の合計と同点以上の加点を受けることができる者

- 6 工事担当部等の長は、受注者が第1項の規定による履行義務に違反した状態で当該工事の工期を

終了した場合、第3項の規定による是正要求に応じない場合又は前2項の規定に違反した場合は、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）第12条第1項の規定に基づき、財政部長に対して報告を行わなければならない。

7 工事担当課等の長は、第3項の是正要求がされた場合及び前項の報告に基づく指名停止措置等が行われた場合は、当該工事の工事成績評定その他の工事の記録へ、その事実を適切に反映するものとする。

（事前協議）

第12条 総合評価方式による工事の件数、発注時期等についてあらかじめ把握し、入札時期等の調整その他の必要な措置を講ずるため、工事担当課等の長は、当該工事を実施しようとする前年度の1月31日（当該期日以降に予算措置を行う工事については、当該予算措置の必要が生じたとき。）までに、契約課長に対し、実施予定の時期、予算規模その他の当該工事に係る概要を報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をした工事担当課等の長は、当該工事を総合評価方式で実施するため業選要綱第7条第7号の規定による予備審査にかけるにあたっては、実施内容その他の事項について、あらかじめ、契約課長と協議を行わなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成22年9月17日から実施し、同年10月1日以後に委員会で選定された対象工事について適用する。

2 いわき市建設工事に係る総合評価方式試行要領（平成20年12月26日制定。以下「前要領」という。）は、廃止する。

3 平成22年10月1日前に前要領第2条の規定により総合評価方式の対象として委員会で選定された工事であって、同日以後に前要領の規定に基づく事務手続が継続するものについては、前要領の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成24年4月1日）

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（平成29年4月1日）

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成30年4月1日）

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（平成31年2月25日）

この要領は、平成31年2月25日から実施する。

附 則（令和2年4月1日）

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和3年3月2日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施し、同年4月1日以後に委員会で選定された対象工事について適用する。

2 いわき市低入札価格調査制度実施要綱（令和2年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和4年3月17日）

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月8日）

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和6年3月7日）

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（令和6年3月25日）

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（令和7年3月6日）

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則（令和8年2月3日）

この要綱は、令和8年4月1日から実施し、同年4月1日以降に実施する対象工事について適用する。

別表（第4条関係）

1 評価項目及び評価基準

(1) 企業の技術力（10点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
「施工実績」 過去15年間の公共工事における同種・類似 工事の施工実績の有無	2点	施工実績あり	2点
		施工実績なし	0点
「工事成績」 過去5年間のいわき市発注の同工種工事 における工事成績評定点の平均点	4点	80点以上	4点
		75点以上80点未満	3点
		70点以上75点未満	2点
		65点以上70点未満	1点
		65点未満 又は同工種工事の施工実績なし	0点
「優良工事表彰」 過去15年間のいわき市発注の指定部門に おける優良工事表彰の受賞実績の有無	1点	受賞実績あり	1点
		受賞実績なし	0点
「品質管理」 I S O 9001又はJ I S Q 9001の認証取 得状況	1点	取得している	1点
		取得していない	0点
「安全管理」	1点	過去10年間に、企業として国又は 国が参加している団体が実施する 安全管理に関する表彰の受賞実績 あり	1点
		受賞実績がない場合で、建設業労 働災害防止協会へ加入している	0.5点
		上記以外	0点
「建設キャリアアップシステムの利用」	1点	利用している	1点
		利用していない	0点

(2) 配置予定技術者の技術力 (5点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
「施工実績」 過去15年間の公共工事における同種・類似工事の施工実績の有無	2点	監理技術者又は主任技術者としての施工実績あり	2点
		資格を有する現場代理人としての施工実績あり	1点
		施工実績なし	0点
「保有する資格」	2点	指定する資格を保有している。 (1級施工管理技士又は技術士等)	2点
		指定する資格を保有している。 (2級施工管理技士又は技能士等)	1点
		上記以外	0点
「資格の保有年数」	1点	10年以上	1点
		10年未満	0点

(3) 地域貢献等 (18.5点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
「環境への配慮」	1点	I S O 14001又はJ I S Q 14001の認証を取得している。	1点
		I S O 14001又はJ I S Q 14001の認証を取得していないが、エコアクション21の認証を取得している。	0.5点
		上記以外	0点
「市内業者の活用」	2点	市内業者にあつては、当該工事の請負金額の80%以上を市内業者により施工(資材購入等を含む。)	2点
		市外業者にあつては、当該工事の	1点

		請負金額の50%以上を市内業者により施工（資材購入等を含む。）	
		上記以外	0点
「市内の工事实績」	1点	施工実績あり	1点
過去15年間のいわき市内における公共工事の施工実績の有無		施工実績なし	0点
「入札参加者の所在地」	1.5点	入札参加者の本店又は本社が、いわき市内の指定区域（※）内にある。	1.5点
		入札参加者の本店又は本社が、いわき市内の指定区域外にある。	1点
		入札参加者の委任先としている支店又は営業所が、いわき市内にある。	0.5点
		上記以外	0点
「地域活動」	1点	実績あり	1点
市内における過去3年以上継続したボランティア活動又は地域づくり活動の実績の有無		実績なし	0点
「次世代育成支援」	1点	「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	1点
		「働く女性応援」又は「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	0.5点
		「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」のいずれの認証も取得していないが、いわき市女性活躍推進企業認証制度における認証を	0.3点
福島県次世代育成支援企業認証制度における「働く女性応援」若しくは「仕事と生活の調和」の認証又はいわき市女性活躍推進企業認証制度における認証取得の有無			

		取得している。	
		上記以外	0点
「消防団への協力」	1点	いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けている。	1点
		いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けていないが、いわき市消防団に1年以上加入している者を1名以上雇用している。	0.5点
		上記以外	0点
「献血への協力」	1点	いわき市における献血協力事業者である。	1点
		いわき市における献血協力事業者でない。	0点
「市県民税の特別徴収」 いわき市民を雇用している場合において、その者に対する市県民税の特別徴収の実施	1点	特別徴収を行っている。	1点
		特別徴収を行っていない。	0点
「雇用状況」 次のいずれかに該当する場合（2項目までの評価とする。） ア 法定義務のある企業にあつては法定雇用率以上の障がい者雇用が、法定義務のない企業にあつては障がい者雇用があること。 イ いわき市内において過去1年以内に新卒者又は離職者を1名以上雇用（正規雇用）していること。 ウ いわき市内における従業員数（正規雇用）が1年前より1名以上増えていること。	2点	2項目に該当する。	2点
		1項目に該当する。	1点
		上記以外	0点

「災害時の協力」 次の項いずれかに該当する場合 ア いわき市内で過去3年間に災害時の出 動実績があること。 イ いわき市内が協定の範囲に含まれてい る災害時の応援協定をいわき市と締結し ていること。	3点	ア及びイに該当する。	3点
		アにのみ該当する。	2点
		イにのみ該当する。	1点
		上記以外	0点
「維持補修等の実績」 いわき市発注の維持補修業務等の実績につ いて、次の項いずれかに該当する場合 ア 道路維持補修業務若しくは下水道管路 施設修繕を受注し、履行した。 イ 除雪業務を受注した。	2点	過去3年間にア又はイの実績があ る。	2点
		過去3年間の実績はないが、過去 5年間にア又はイの実績がある。	1点
		上記以外	0点
「健康経営」 ふくしま健康経営優良事業所の認定を取得 している	1点	取得している	1点
		取得していない	0点

※ 「指定区域」とは、次に掲げるいわき市の区域の区分に基づき、入札公告で示す工事場所が存
する区域をいう。

ア 平地区

イ 小名浜地区

ウ 勿来地区及び田人地区

エ 常磐地区及び遠野地区

オ 内郷地区、好間地区及び三和地区

カ 四倉地区、久之浜地区及び大久地区

キ 小川地区及び川前地区

(4) 品質確保等の確実性 (20点)

評価項目	配点	評価基準等
「低入札調査基準価格以上の応札」	10点	基準価格以上10点、基準価格未満0点
「施工計画の適切性」	上限10点	内容により10点を上限として評価

(5) 技術提案 (20点)

評価項目	配点	評価基準
「技術提案」	上限20点	内容により20点を上限として評価

2 型式による評価項目

(1) 標準型 前項のうち(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)

(2) 簡易型 前項のうち(1)、(2)、(3)及び(4)

(3) 特別簡易型 前項のうち(1)、(3)のうち「市内業者の活用」、「入札参加者の所在地」、「消防団への協力」、「災害時の協力」、「維持補修等の実績」及び(4)のうち「低入札調査基準価格以上の応札」